

介護保険 問合先 介護保険課

7月に送付します 第1号被保険者の

介護保険料決定通知書

介護保険の運営状況の見直し（第8期介護保険事業計画の策定）に伴う介護サービス利用見込量の増加等により、令和3年度から令和5年度の介護保険料額が見直されました。

また、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料については、4月1日現在の世帯を基準に、昨年中の合計所得金額や住民税課税・非課税の状況をもとに決定し7月初旬に各個人に通知書をお送りします。

■介護保険料の納付

介護保険料は7月に決定するため、4月～6月までの間を仮徴収期間といい、普通徴収（納付書や口座振替での納付）の場合は前年度最終時点の所得段階に応じた金額を、また特別徴収（年金からの差し引き）の場合は2月の介護保険料額と同額を納付いただきます。この期間の介護保険料額と今回送付する介護保険料決定通知書に記載の介護保険料額（年間保険料額）との差額を7月～来年3月に納付していただきます。

なお、保険料額の改定に伴い、昨年中の収入金額や本人および世帯の住民税課税・非課税の状況が前年度と同じ場合も、年間保険料額が上昇したことから、7月以降の納付額が変更となります。（通知書には変更後の金額を記載しています。）

介護保険料額（年間保険料額）との差額を7月～来年3月に納付していただきます。

保険料額（年額）

	段階	対象者	基準額に対する割合（倍）	保険料（円）
本人非課税	1	生活保護受給者、世帯非課税で老齢福祉年金受給者および本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.3	23,940
	2	世帯全員が非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.5	39,900
	3	世帯全員が住民税非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円を超える人	0.7	55,860
	4	世帯に課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.9	71,820
	5	世帯に住民税課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える人	基準額	79,800
本人課税	6	本人が課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	95,760
	7	120万円以上210万円未満	1.3	103,740
	8	210万円以上320万円未満	1.5	119,700
	9	320万円以上400万円未満	1.7	135,660
	10	400万円以上600万円未満	1.8	143,640
	11	600万円以上800万円未満	2.0	159,600
	12	800万円以上1,000万円未満	2.25	179,550
	13	1,000万円以上	2.5	199,500

■介護保険料の減免等の制度

災害などで一時的に収入が減少したため保険料が納付できなかった場合に、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。また、市では生活に困窮している世帯（生活保護を受けている世帯は除く）に對して、下記条件の全てに該当する場合、介護保険料の一部を減額する制度を定めています。

減免条件

申請月以降の介護保険料を通知書記載の所得段階から1段階下の所得段階保険料額に減額します。（8月以降の申請の場合には月割計算となります。）

減免を受けるには減免申請書や資産調査のための承諾書（家族全員分）などを提出し審査を受ける必要があります。詳しくは問い合わせてください。

- 被保険者の所得段階が第2段階以上であり、世帯全員の年間収入合計額が次の額以下である
 - ・一人世帯：108万円
 - ・二人世帯：162万円
 - ・三人世帯：216万円
- ※以降世帯人員が一人増えるごとに54万円を加算
- 誰からも扶養を受けていない
- 活用できる資産がない
- 世帯全員の銀行預金、国債、地方債、その他の金融資産の元本の合計金額が350万円を超えない
- 被保険者に介護保険料の滞納がない

■新型コロナウイルス感染症の影響による減免

- 次の減免要件に該当する人
 - 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
 - 主たる生計維持者の事業収入

など（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入を言いません。）のいずれかが3割以上減少することが見込まれ、前年の事業収入などに係る所得以外の所得が400万円以下の人

■保険料の納付は納期限までに保険料を納期限までに納付しない場合には、本来納付する保険料額に加えて、督促手数料（80円）や延滞金が増算され、あわせて納付しなければなりません。

また、介護認定を受けて介護サービスを利用する場合は納付している人との公平性を保つため、納付していない期間に応じて「給付制限」措置を行うことになり、介護サービスを利用した際の一部負担金が通常より高くなったり、高額介護サービスなどの利用ができない期間が生じたりします。安心して介護サービスを利用するためにも、保険料の納付にご協力をお願いします。

■普通徴収で納付する人は口座振替のご利用を

口座振替をご利用いただくと毎月金融機関で納付いただく手間も省け、たいへん便利です。ご家族の口座でも申込が可能ですのでご利用下さい。

3割	①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯=340万円以上、2人以上世帯=463万円以上
2割	3割以外で③④の両方に該当する人 ③本人の合計所得金額が160万円以上 ④同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯=280万円以上、2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人

■介護保険負担割合証をお送りします

要支援・要介護認定を受けられている人へ、昨年中の所得状況・世帯状況をもとに負担割合を決定し、7月下旬頃に各個人に負担割合証をお送りします。介護保険のサービスを利用するときは、介護保険被保険者証とともに介護保険負担割合証が必要となります。

■利用者負担の割合
サービスを利用したときは、実際にかかるサービス費用の1割、2割、または3割を負担します。

税
問合先 税務課

市税の納付について

8月2日(月)は固定資産税第2期分の納期限です。忘れずに納めましょう。

また、固定資産税・市市民税第1期分、軽自動車税全期分の納期限は過ぎていきますので、まだ納付していない人は、早めに納付してください。

なお、市税の納付には口座振替のご利用が便利です。

●納期限内に納めないこと

督促状(1通80円の手数料を徴収)により納付を促します。

また、本来納めるべき税額のほかに延滞金が増加され、負担が増えることとなります。

●滞納が続くと

納期限までに納めた納税者との公平を保ち、大切な市税収入を確保するため、やむを得ず滞納している人の財産(不動産、給与、預貯金など)を調査のうえ、差押さえし、換価(公売・取立)するなどの滞納処分を行うこととなります。

しかし、これらの滞納処分は最終手段です。このようなこと

にはならないよう、市税は納期限内に納付しましょう。

滞納処分の状況(件)

処分内容		平成30年度	令和元年度	令和2年度
差押	不動産	27	7	31
	預貯金など債権	528	711	497
	交付要求	125	76	108
抵当権の設定		0	0	1
公売	不動産	3	0	0
	動産	8	1	5

税務署からのお知らせ
申請・問合先 泉佐野税務署
☎462・3471

所得税及び復興特別所得の予定納税(第1期分)

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めること

となっております。

納期限は8月2日(月)までとなっております。金融機関の窓口などで納付してください。振替納税をご利用の人は、納期限に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期限前日までに預貯金残高をご確認ください。

なお、廃業、休業または業況不振などの理由により、6月30日の現況による令和3年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合などは、予定納税の減額申請をすることができます。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は7月15日(木)までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

